

2011年 1月 17日

千葉県議会議長 様

開示請求により入手した政務調査費の議長による調査について

要望書

千葉市中央区中央3 - 15 - 6
やまちょうビル6階 渚法律事務所内
電話 043 - 202 - 8280
千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 広瀬 理夫

千葉県議会議長および議員各位におかれましては、残すところ4か月の任期となり、残された任期を精進されていることと存じます。

先般開示された平成21年の政務調査費について、使途の精査及び検討の結果、使途の確認について多くの疑問が生じ、議長による調査が必要であると考えられる項目が以下に出てまいりました。

調査には該当議員、該当会派に対し、内容、原本の確認と、提示(添付)されるべき書類の提出要請などが必要と判断しますが、このような調査を実施される用意があるか否か、2月18日までに書面にて回答下さい。

記

1. 海外視察について

現地調査又は先進地視察実施報告書を含めて確認しましたが、視察の目的が提示、されていないもの、視察日程が目的に合致していないと思われるもの、寄港地の妥当性に疑問が生じるもの、が多く存在し、また、視察の成果が示されていないものが大部分です。

多額の経費をかけて海外視察を行ったからには、経費に見合った成果を県民に明確に示していただく必要があると考えます。

2. 国内視察について

海外視察と同様、視察の目的及び視察による成果を明確に示すようお願いいたします。

3. 広報費について

広報費を使用した「議会報告」、「通信」等の印刷、配布に相当額が使用されています。按分比等、目的の妥当性を確認するため、「議会報告」、「通信」等の提示もしくは代わり得る書類の提示が必要です。

4. 事務所費について

当該の契約書の提示をお願いします。契約書には賃借料、維持管理費、

賃貸人、が明記されることが必要です。按分されている場合は他項目との按分内容のわかる書類の提示を願います。

5. 事務費について

自動車、コピー機等高額な物品を政務調査費により購入し、またリース契約している事案があります。高額な物品を政務調査費で購入することの妥当性についてお答え下さい。

購入物品のその帰属について、特に、償却年数の残存期間との関係についてお答え下さい。また、その判断がわかる規程等を示して下さい。

6. 人件費について

雇用契約の内容を雇用契約書等で提示して下さい(特に、議員との属性がわかるもの)。また、労働保険の成立(加入)手続きを取っていることを示す書類の提示を願います。

7. 出納手続

領収書の正当性の確保について疑問があります。

額・目的・相手先・発行元・領収印・必要な印紙が無い領収書が存在します。世間の常識からは、領収書と認められない形式ですが、現に政務調査費領収書として存在している事情を説明して下さい。

また、議員からの提出は写しで良い規定です。原本との確認はどのようになされているのか、又、領収書の正当性の担保はどう図られているのか、お答え下さい。

8. 議員の海外・国内視察に、職員が同行する例があると聞きます。

その実態と、必要性についてお答え下さい。

以上

問合せ先 : 担当 大森
電話 : 090-9316-5352